

小梁吉章先生 その人と学問

田 邊 誠

小梁吉章先生は、1974年に京都大学法学部をご卒業ののち、東京銀行（現、東京三菱UFJ銀行）に入行され、ベルギー、フランスでの海外勤務を含めて25年間の実務経験を経たのち、1999年から銀行でのお仕事の傍ら、筑波大学大学院でおもに国際私法、国際民事訴訟法の分野をご研究された。その成果は、修士論文「外国判決承認における『相互の保証』批判」及び、博士論文「国際金銭債権に対する執行－フランス新民事執行法と欧州債務名義構想における第三債務者の地位と債務名義の価値回復について－」として結実している。

その後、広島大学に法科大学院が創設されることから、筑波大学大学院における小梁先生の指導教官であった春日偉知郎先生（現、関西大学法科大学院教授）を通じて、法科大学院の創設時のメンバーとしてご協力をお願い申し上げたところ、快くお引き受けいただき、お住まいのあった東京から広島に居を移され、2003年4月から2016年3月までの13年間にわたって、本学の法学部、社会科学研究科及び法務研究科において、国際私法・国際取引法・国際民事訴訟法・倒産処理法の各分野についての研究・教育にご尽力いただいたほか、2008年にはフランスの大学での招聘教授としてのご経験も積まれている。また、その間、大学図書館の資料選定及び運営、広島法学会における「広島法学」の編集、広島大学出版会の企画・編集、外国語教育研究センターの運営など研究科の枠を超えて、広島大学の管理・運営にも積極的にご参加いただいた。

教育の面では、先生のご講義や演習における礼儀正しく丁寧かつ紳士的な

姿勢は、多数の学生及び公開講座の受講者の支持を受け、先生の法科大学院での倒産法・国際私法のご講義には非常に熱心なファンが存在する。また、教授会などの会議における先生の国内外での豊富な実務経験に裏付けられたご発言は、大学という狭い世界に長年暮らしてきた教員にとっては、新鮮かつ示唆に富み、本学とりわけ法務研究の教育・研究・管理・運営の改善に多大な貢献をされた。

先生のご研究分野は広範に及ぶので、ここでは本学ご在職中の主要なご業績に限定して、ご紹介させていただくことをお許しいただきたい。

まず、国際私法・国際取引法の分野では、『金銭債権の国際化と民事執行』（信山社）、『国際民商事法講義』（信山社）及び『国際売買契約 ウィーン売買条約に基づくドラフティング戦略』（共著、LexisNexis）のご著書のほか、ウィーン売買条約に関する「紛争解決」（『判例ウィーン売買条約』、東信堂）、「子の連れ去りをめぐるハーグ条約と親子のかたち」（『現代民事法改革の動向Ⅳ』、成文堂）、「外国判決承認における『相互の保証』批判」（企業法務）、「法人格否認の法理の準拠法について」（広島法学）、「ワールドワイド・マリーバ・インジャンクションの承認・執行」（広島法科大学院論集）、「主権免除と裁判の拒絶」（広島法学）、「手続は法廷地法によるの原則」（広島法科大学院論集）、「J-SOX と海外現地法人」（国際商事法務）、「訴訟競合とブラッセル 2bis」（広島法科大学院論集）、「私的裁判としての仲裁」（広島法学）、「コンフォート・レターの準拠法」（国際商事法務）、「外国のパートナーシップの当事者能力」（広島法科大学院論集）、「船荷証券の管轄合意条項の信用状発行銀行への効果」（Business Law Journal）、「ディストリビューター契約の解除による損害賠償請求権と買掛金債務の相殺の準拠法」（NBL）、「船荷証券の管轄合意条項の荷受人への効力－チサダネ事件判決再考」（広島法科大学院論集）、「わが国とフランスの婚姻の方式－外国の婚姻の承認について」（広島法科大学院論集）、「収用手段としての税務措置と投資協定仲裁」（国際商事法務）などがあり、いずれも、銀行実務の豊富な経験をお持ちの先生ならではご研究である。

また、倒産処理法の分野では、大学でのご講義のために上梓された、『倒産法講義－倒産法と経済社会』（信山社）があるほか、ご論文として、「倒産法制の見直しと新破産法」（『現代民事法改革の動向Ⅱ』、成文堂）、「私的整理をめぐる最近の動き」（『現代民事法改革の動向Ⅲ』、成文堂）、「事業再編に関する比較法的考察・フランス」（『あるべき私的整理手続の実務』、民事法研究会）、「差押禁止と倒産隔離」（『新しい信託法の理論と実務』、金融商事判例増刊）、「事業倒産の予防における裁判所の機能」（広島法学）、「破産と恥辱」（広島法科大学院論集）、「仲裁の当事者の破産」（広島法科大学院論集）、「所有権に基づく担保と再建型倒産処理－フランス・フィデューシー法制の視点から」（信託研究奨励金論集）、「オリジネーターの倒産と特別目的会社」（*Business Law Journal*）、「証拠金と倒産処理」（広島法科大学院論集）など、倒産処理法のご講義や企業法務研究会（広島）の活動を踏まえたご研究の成果がある。

フランス法を含む欧州の法に関する分野では、ご業績として、『フランス倒産法』（信山社）及び『フランス信託法』（信山社）のご著書のほか、「Le droit de la faillite français et le Japon」（『Bicentenaire du Code de Commerce 1807-2007』、Dalloz）、「フランスの取締役倒産責任と商事裁判所」（国際商事法務）、「フランスの法学教育論争」（広島法科大学院論集）、「ロエスレル商法草案における仲裁人とフランスの仲裁報告人」（広島法科大学院論集）、「金融規制に関する国内法と欧州法の対立」（*Business Law Journal*）、「2008年フランス債務整理法改正の意義」（広島法学）、「欧州法上の会社本店の移動」（*Business Law Journal*）、「憲法裁判所と欧州司法裁判所」（広島法学）、「フィデューシーと信託」（日仏法学）、「フランスにおける倒産法の改正の動き」（国際商事法務）、「17世紀のリヨンの手形交換所規則」（広島法学）、「フランス仲裁法の二元主義」（慶應法学）、「フランスの経済的理由による解雇をめぐる争い」（NBL）、「1539年のヴィレル・コトゥレ王令について」（広島法学）、「欧州連合加盟国において販売承認を得た医薬品の保護証明書申請をめぐる事件」（NBL）、「2014年のフランス倒産法改正」（国際商事法務）、「欧州競争法におけるカル

テル事業者の親会社の責任」(NBL)などのご論文があるほか、英仏の通訳レベルの語学力を生かした多数の翻訳のご業績がある。

ご定年のためとはいえ、このように広範かつ深い学識と実務経験をお持ちの先生から、親しくご教授を受けることができなくなることは、本学の学部・大学院の学生、教員のみならず、公開講座の熱心な聴衆にとっても大いなる損失である。可能であれば、まだまだお元気な先生に、今後もお講義、ご講演をお願いしたいと思うのは私だけではないであろう。

とはいえ、長年にわたる単身赴任で、小梁先生またご家族には、公私にわたって様々なご不便をお掛けしてきたであろうことは想像に難くない。先生には、4月以降、これまでの教育・会議等の重いご負担から解放され、ご自宅のある東京さらには外国で、一層ご活躍されることをご期待申し上げたい。